

分野別分科会の設置について

分科会等名： 法学委員会「IALS・国際学术交流」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>近年の法学分野における国際交流や共同研究が活発になりつつある状況に鑑みて、法学系全般について国際学术交流を推進し支援することは日本学術会議としての重要な課題である。</p> <p>これに対処するためには、これまで法学委員会の中で国際学术交流事業にかかわる唯一の分科会であったIALS分科会をIALS・国際学术交流分科会と改称・改組して、IALS関係の活動に限ることなく、法学系全般の国際学术交流を推進する。</p> <p>このため、公法、民刑事法、基礎法の諸分野から幅広く委員を構成する。</p>
4	審議事項	IALSの活動への参加および代表派遣、国際学術会議への代表派遣、並びに法学分野における国際学术交流活動の企画、参画および支援に関する事
5	設置期間	<p>期限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>...○常設</p>
6	備考	